

別表第5

消防用設備等の着工届に係る基準日

消防用設備等の種類		基準日
消火設備		各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日
警報設備		警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日 ※受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日
避難設備		避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日
有する消防の用に供する設備等 必要とされる防火安全性能を	(1) パッケージ型消火設備	パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を行おうとする日
	(2) パッケージ型自動消火設備	パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行おうとする日
	(3) 共同住宅用スプリンクラー設備	各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日
	(4) 特定駐車場用泡消火設備	
	(5) 共同住宅用自動火災報知設備	警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日 ※受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器の設置を行おうとする日
	(6) 住戸用自動火災報知設備	
	(7) 特定小規模施設用自動火災報知設備	
	(8) 複合型居住施設用自動火災報知設備	